

米国株大幅下落 -米中貿易戦争を懸念-

<米国株が大幅下落>

昨日の米国株式市場は、米中貿易戦争への懸念等から大幅に下落しました。

トランプ米大統領が中国に知的財産権侵害に対する制裁措置（1974年通商法301条に基づく）を正式に表明したことから、売りが先行する形で取引が開始されました。

トランプ米大統領が500億米ドル相当の中国製品に対し高関税を課すことを目指す覚書に署名すると、想定範囲内の内容だった安堵感から一時的に下落幅が縮小しました。しかし、トランプ米大統領は「関税対象は600億米ドルになりうる」とした上で、「これは手始めにすぎない」と述べたことから、貿易摩擦拡大の懸念が高まり、引けにかけて市場は再び安値を試し、主要3指数ともほぼ安値引けとなりました。

<今後の見通し>

トランプ米政権が3月1日に鉄鋼・アルミへの関税措置を表明した際にも、今回と同様に米国株を中心としたグローバル株価が急落しました。

しかし、鉄鋼・アルミへの関税は米国の経済成長とインフレに対する影響が軽微との冷静な評価があり、報道の翌日以降になると米国株は反発に転じていました。マクロの視点から見ると、今回も徐々に冷静さを取り戻すことによって、株式市場への影響は短期的にとどまる可能性が考えられます。

一方、これまでに伝わっている中国政府のスタンスは総じて「貿易戦争回避」を望んでいるように見受けられます。仮に米中貿易戦争となった場合、最大の被害者は米国の消費者であると見られるため、米国の中間選挙に鑑みると、トランプ米大統領は中国側から譲歩を引き出し、国内の支持者に報告できる一定の成果を得れば矛先を収めるものと期待されます。

当面、今後発表される具体的な制裁措置の内容から予想される米国経済と企業業績への影響を確認しつつ、今後の米中交渉の行方を慎重に見守る必要があります。

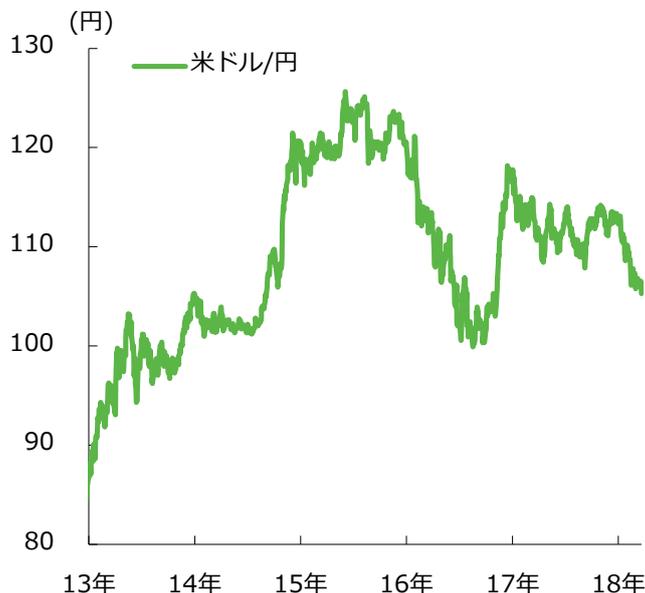
<米株価指数の推移>

(2013/1/2~2018/3/22)



<米ドル/円の推移>

(2013/1/2~2018/3/22)



出所：Bloomberg

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.97200%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会